

※個人・法人を問わず記入

誓 約 書

この度、私は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による賃借権の設定等の申し出を行うにあたり、権利取得後において下記の事項について誓約します。

なお、誓約を履行しない場合には、設定した権利の解除手続きに協力します。

記

- 1 農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行うこと。
- 2 必要な農作業に常時従事すること。
（常時従事する見込みがない場合）
地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
（常時従事する見込みがない法人の場合）
業務執行役員の 1 人以上が耕作等の事業に常時従事すること。
- 3 周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと。
- 4 農地中間管理機構からの求めに応じて、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用状況を報告しなければならない。
- 5 賃借料の支払いに応じること。

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 小畑 幹 様

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

㊞